

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)	
地域名 (地域内農業集落名)	慶徳地区 (新町集落、舞台田集落、松野集落、豊岡集落、堀出集落、新宮集落、山崎集落、真木集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月13日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域農業の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慶徳地区は、合併前の旧喜多方市の西南に位置し、8つの集落で構成 ・ 平坦部と中山間地の地域特性を生かし、水稻やそばによる土地利用型農業を中心に、アスパラガスやキュウリなどの施設園芸や菌床しいたけ、畜産等による複合経営が展開 ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約46% ・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は70.8歳であり、それぞれの集落において、大規模な法人・個人経営や参入企業等への集積、機械の共同利用による低コスト化等を実践 <p>【地域農業の課題】</p> <p>[農業を担う者の確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入作を含めた農業を担う者はある程度確保されている。(新町、舞台田、松野、豊岡) ・ 集落内で農業を担う者は確保されている。(真木) ・ 新規就農者が確保されている。(舞台田、松野、新宮、真木) ・ 農業を担う者が不足しており、多様な担い手の確保も見込まれない。(堀出、新宮、山崎) <p>[農業を担う者への農地の集積・集約]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入作を含めた農業を担う者への集積は進んでいるものの、分散錯圃の状態にある。(新町、舞台田、豊岡) ・ 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯圃の状態にある。(松野、堀出、新宮、山崎) ・ 集落内の農業を担う者へ集積・集約が進んでいる。(真木) <p>[農地バンクの活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(新町、松野、新宮、山崎) ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めて行くことが課題。(舞台田、豊岡、堀出)

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>[作物の生産]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻を主要作物とし、所得向上に向けアスパラガスやキュウリ、畜産等による複合経営を継続(共通) <p>[農業を担う者の育成・確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保する。(新町、舞台田、松野、豊岡、新宮、山崎、真木) ・ 集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(新町、舞台田、松野、豊岡、新宮、真木)
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	614.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	539.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・ 農業振興地域内の農用地区域・農業用施設用地・白地、都市計画地域内の用途地域において、原則10年後においても、農業上の利用を継続する農用地の区域を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。
- ・ なお、林地化により農業上の利用が困難な農用地の区域等は除外している場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る(新町、舞台田、松野、豊岡、山崎、真木)
- ・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める(新町、松野、豊岡、真木)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(新町、松野、豊岡、堀出、新宮、山崎、真木)
- ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(新町、松野、豊岡、山崎、真木)

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・ 農地耕作条件改善事業に取り組む(山崎)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・ 新規就農者を積極的に確保する。(新町、舞台田、松野、豊岡、新宮、山崎、真木)
- ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(新町、松野、豊岡、堀出、新宮、真木)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織設立を検討する。(新町)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織の継続、体質強化(豊岡、真木)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・ 入作農家の負担軽減のため、既存組織である「豊岡農業支援隊」において、水管理を継続して行う(豊岡)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(新町、豊岡、山崎、真木)
- ①隣接する林道などを維持管理する里山整備に取り組む。(舞台田)
- ②減農薬・減化学肥料による特別栽培に継続して実施(新町、舞台田、山崎)
- ③ドローンによる病害虫防除や施肥作業等を実施(堀出)
- ⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(新町、舞台田、山崎、真木)
- ⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払、任意組織による保全管理を行う。(新町、舞台田、松野、豊岡、堀出、山崎、真木)